

医療最前線

成年後見制度について②

法定後見制度について

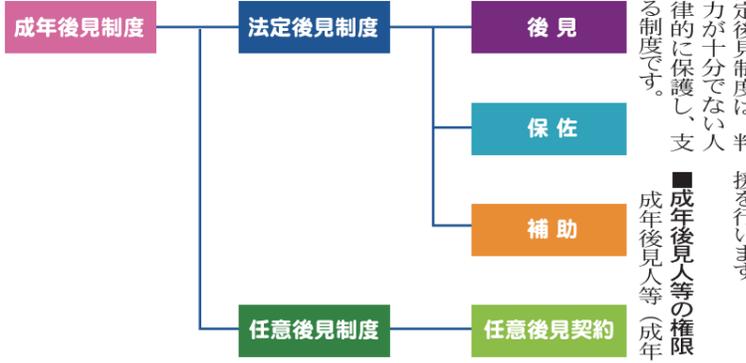


西畑愛 社会福祉士

前回は、成年後見制度の概要についてお話しさせていただきました。成年後見制度は大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがある(図1)といふことでしたが、今回はそのうちの「法定後見制度」について詳しく説明していきます。

法定後見制度とは、判断能力が十分でない人を法的に保護し、支援する制度です。成年後見人等の権限は、本人を保護し、支援を行います。

【図1】成年後見制度ツリー図



【表1】後見・保佐・補助の分類

Table with 3 columns: 後見, 保佐, 補助. It details the legal criteria and mental capacity requirements for each category.

【表2】重要な財産行為

Table with 2 columns: 民法第13条1項所定の行為, 分かりやすく言い換えたもの. It lists 9 types of significant property transactions and their simplified descriptions.

成年後見人は幅広い権限を持つため、本人の財産をきちんと管理するに同意したるべきに、本人に必要ないでしてしまつた行為を取り消したりすること、本人が日常生活に困らないように配慮します。また、本人の代わりに法律行為を代理することもできます。

「後見」は、判断能力が常欠けた状態の人を保護・支援するための制度です。このような人のため、家庭裁判所に「成年後見人」をつけてもらい、法律によって包括的に支え、本人に代わって必要な法律行為を行ってもらいます。

「補助」とは、判断能力が十分でない人を保護・支援するための制度です。このような人のため、家庭裁判所に「補助人」をつけてもらい、本人が必要とする一定の事柄について同意したり、取り消したり、代理することを通じて、本人が日常生活に困らないように配慮します。

補助人は、本人の考えを尊重し、その心身の状態および生活の状況などをよく考えて、代理権や同意権・取消権を適切に使うことにより、本人を援助します。また、本人以外が補助開始の審判を申し立てる場合には、本人の同意が必要です。

利用するにあたっての手続きについて [申し立ては、どこで家庭裁判所ですればいいですか?] ↓本人の住所地(原則住民登録している場所)を管轄する家庭裁判所

今回は、「任意後見制度」について、詳しくご紹介したいと思います。